



協議会の概要及びスケジュールについて

平成20年10月9日
国土交通省 中国地方整備局

発注者協議会設置の背景

平成17年4月に「品確法」が制定され、公共工事の品質確保は、国のみならず、地方自治体、特殊法人等を含むあらゆる公共工事の発注者全体の責務となった。

しかし、地方公共団体においては、総合評価方式や低入札価格調査制度の導入等、品質確保の取り組みが遅れていることや不良不適格業者の存在、地元優良企業の淘汰、下請企業へのしわ寄せといった課題が指摘され、公共工事の品質確保に懸念。

平成20年3月28日の品確関係省庁連絡会議申し合わせにより、公共工事の発注者間連絡調整を図るため、地域ブロック毎に部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置することが申し合わされた。

設立に向けて

「中国ブロック発注者協議会」 設立

「公共工品質確保中国ブロック協議会」を活用した新組織

各発注者が、発注者間の協力体制を強化し
・それぞれの取り組みを情報交換・共有
・自発的な取り組みの促進を期する

組織体制

中国ブロック発注者協議会参画機関

委員会・幹事会で構成

国の地方支分局

- ・中国管区警察局、中国財務局、広島国税局、整備局、中国運輸局、第6管区海上保安本部、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国経済産業局、中国四国地方環境事務所、中国四国防衛局、広島高等裁判所
- 地方公共団体（各県については農政・土木の両部局）、
- ・鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、広島市・鳥取市、松江市、岡山市、三原市、山口市
- 特殊法人等の支社等
- ・西日本高速(株)、本四高速(株)、(独)人形峠環境技術センター、(独)森林農地整備センター、広島高速道路公社

連携

各
県
協
議
会

各事務所
出先機関
・
市町村等

(協議会・WG)

協議会の活動内容

総合評価方式の導入・拡大について

- ・各発注者に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ
- ・総合評価方式導入のための市町村における工事成績評定の普及
- ・国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入 等
- 品質確保に関する取組の情報共有・促進等
- ・単品スライド条項の運用に関する情報共有
- ・見直し後の低入札調査基準価格の普及促進
- ・地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進 等
- 地域貢献に関する評価の普及促進
- ・災害協定の締結や活動実績、除雪・維持管理の受注実績等、地域貢献に関する評価の普及促進
- 受発注者間における適正な関係の構築
- ・三者会議、ワンデーレスポンスの普及促進
- ・受発注者間に生じたトラブル等を解決・調整する機関の設置に向けた検討 等

中国地方公共事業契約業務
連絡協議会(公契連)

+

【原則同時開催】

中国ブロック発注者協議会

平成20年度における発注者協議会の共通議題

1. 総合評価方式の導入・拡大

各発注者(市町村を含む。)に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ

総合評価方式導入のための市町村における工事成績評定の普及
国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入 等

2. 品質確保に関する取組の情報共有・促進等

単品スライド条項の運用に関する情報共有

見直し後の低入札調査基準価格の普及促進

地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進 等

3. 地域貢献に関する評価の普及促進

災害協定の締結や活動実績、除雪・維持管理の受注実績等、地域貢献に関する評価の普及促進

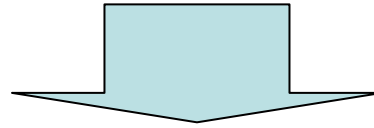
4. 受発注者間における適正な関係の構築

三者会議、ワンデーレスポンスの普及促進

設計変更や技術審査書類の簡素化等の受発注者間における課題を解決・調整する機関の設置に向けた検討 等

今後のスケジュールについて

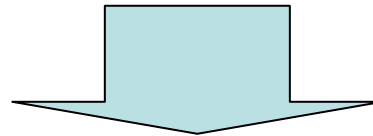
第1回協議会の開催・・・H20.10.9(木)
(以降、必要に応じて開催)



幹事会の開催(年2回以上)・・・H20年度:第1回目をH20.11頃予定

< 検討内容 >

- ・具体的な項目及び目標の設定
- ・発注者間の情報交換 等



下部会議(県部会)の開催・・・年数回程度

当協議会設立に伴い、既存の県組織(公共工物品質確保中国ブロック協議会の地域協議会)に各機関の下部組織を追加拡充し活動する。

公共工事の品質確保に関する当面の対策について(概要)

平成20年3月28日
公共工事の品質確保の促進に関する
関係省庁連絡会議 申合せ

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

平成20年度以降の公共工事の発注において、原則総合評価方式を実施。
平成20年度早期に調査設計業務等においても総合評価方式を本格導入。

(2) 地方公共団体の調達

工事の品質を確保するための取組が行われるよう、以下の施策を推進。

- ・平成20年度以降、国庫補助事業については、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
- ・毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表の促進。

総合評価方式の導入・拡大に向け、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定など、各種支援を実施。

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

(1) 国の調達

政府調達協定対象工事は原則入札ボンドを導入。
下位等級業者の上位等級工事への参入機会の順次拡大。
適切に地域要件を設定。
地域貢献の評価、地元業者を下請とする場合等のインセンティブの付与の検討を実施。
専門工事部分の評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大。

(2) 地方公共団体の調達

予定価格等の事後公表への移行を促進。予定価格等の事前公表を行う場合にはその理由の公表を促進。
適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進。

3. 契約等の対等な関係の構築、ダンピングの防止

(1) 国の調達

見積もりを活用する積算方式の導入・拡大。
低入札価格調査基準価格の見直し。
施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大。
出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大。
設計変更ガイドライン等を作成。

(2) 地方公共団体の調達

予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しの促進。
最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用の促進。

4. 特殊法人等の調達

国の調達における取組と同様の取組の実施について、特殊法人等を指導。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

低入札価格調査の対象となった工事等について所要の調査の結果問題となる行為が認められた場合には厳正に対処。
「建設業法令遵守ガイドライン」及び「駆け込みホットライン」の周知徹底。

6. 情報の共有のための体制整備

地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置。
施工段階での受注者からの苦情を関係者間で処理する体制を整備。

入札契約適正化法と適正化指針

入札契約適正化法 (H13.2.16施行) の概要

(目的)

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る

(入札契約適正化の基本原則の明示)

- ・透明性の確保
- ・公正な競争の促進
- ・適正な施工の確保
- ・不正行為の排除の徹底

(適正化指針の策定)

「適正化指針(各発注者が取り組むべきガイドライン)」の閣議決定
(平成13年3月9日)



毎年度措置状況を調査し、措置の実施等を要請

改正の背景

適正化指針制定後の動き(主なもの)

- 平成15年1月 官製談合防止法の施行
- 平成17年4月 公共工物品質確保法の施行
- 平成17年7月 国土交通省入札談合再発防止対策の策定
- 平成17年11月 中央建設業審議会入札契約適正化に関する検討委員会報告
- 平成18年2月 公共調達に適正化に関する関係省庁連絡会議取りまとめ
- 平成18年3月 中央建設業審議会WG中間とりまとめ



適正化指針制定後、既に5年以上が経過し、上記の動きを踏まえ改正

適正化指針改正の概要 (H18.5.23閣議決定)

公正な競争の促進

- 一般競争入札の拡大等
 - ・一般競争入札の導入に伴う問題に対応するため、入札ボンドの活用等の条件整備を図りながら、できる限り速やかに一般競争入札を拡大
 - ・指名業者名の事後公表の拡大
- 総合評価の拡充等
 - ・公共工物品質確保法に基づき評価基準や実施要領の整備等の措置を講じつつ、できる限り速やかに総合評価を拡大
 - ・総合評価の結果の公表の徹底と、評価方法、落札者決定等について効率的に第三者の意見を反映
 - ・施工能力を簡易に評価する方式の活用
- 競争参加資格の決定に際しての工事实績、工事成績、工事経歴書等企業情報の活用
 - 単体と経常JVの同時登録を認めないとともに、真に企業合併等に寄与するものを除き経常JVへの加点調整を行わないこと
 - 指名停止措置についての不服申出への対応を実施

透明性の確保

- 予定価格及び最低制限価格の事前公表については、弊害が生じないよう取り扱うこととし、事後公表を推進

不正行為の排除

- 工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用等入札監視の強化
- 不良・不適格業者排除のための建設業許可行政庁との連携推進
- 指名停止措置の厳正な運用と適切な違約金特約条項の設定
- 官製談合防止法を踏まえた官製談合の排除・防止の徹底

適正な施工の確保

- 発注者間での工事成績評定の標準化の推進と苦情への適切な対応の推進
- 監督・検査の強化、下請企業を含めた立入調査の実施、履行保証割合の引上げ等ダンピング対策の強化

その他

- 発注者支援データベースの活用
- 工事経歴書や処分履歴等の企業情報の有効活用
- 国及び都道府県による発注者への協力・支援の推進

公共工事の入札及び 契約の適正化の推進について（H20.3.31通達）

「入札契約適正化法第18条に基づく各発注者に対する要請」

各省各庁の長あて（特殊法人等含む）

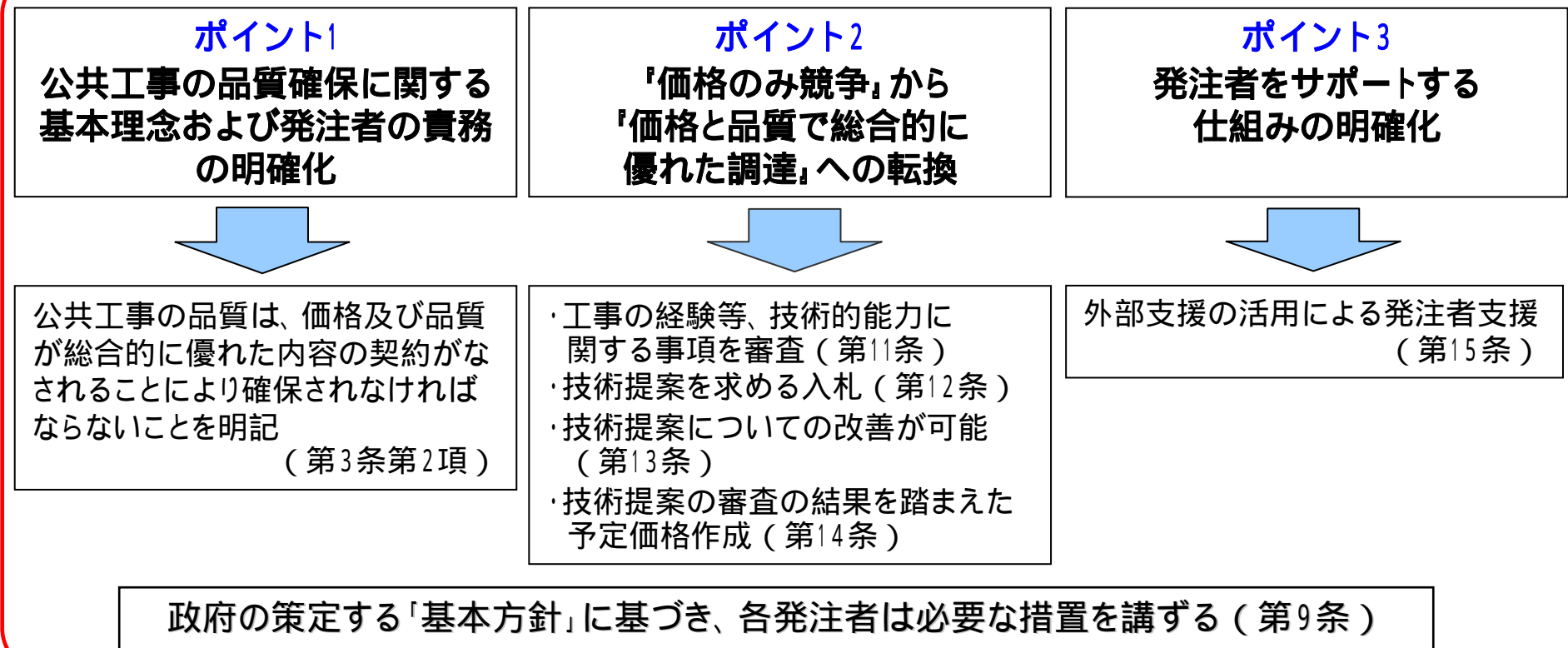
1. 一般競争入札の拡大
2. 総合評価方式の導入・拡充
3. ダンピング受注の防止の徹底等
 - (1) 低入札価格調査制度の適切な活用
 - (2) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合の措置
 - (3) 予定価格の適切な設定
4. 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充の条件整備等
 - (1) 適切な競争参加資格の設定について
 - (2) 市場機能を活用した入札ボンドの導入について
5. 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底
6. 指名停止措置等の適正な運用の徹底
 - (1) 指名停止措置
 - (2) 談合に係る損害賠償請求等
7. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保
 - (1) 入札及び契約に関する情報の一層の公表の推進
 - (2) 第三者機関等の活用による入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性及び公平性の確保の推進
 - (3) 苦情等への適切な対応の推進
8. 入札時における工事費内訳書の提出等の促進
9. 適正な施工の確保
 - (1) 施工体制台帳の活用の推進
 - (2) 施工体制把握のための要領、工事の監督・検査の基準の策定及び公表の推進
 - (3) 発注者支援データベースの活用の推進
 - (4) 発注者・設計者・施工者の連携の推進
 - (5) 不良・不適格業者の排除について
10. 電子入札の導入等の推進

各都道府県知事・各政令指定都市市長あて

1. 一般競争入札の拡大
2. 総合評価方式の導入・拡充
 - (1) 特別簡易型総合評価方式等の活用
 - (2) 総合評価方式に係る意見聴取手続の簡素化等
 - (3) 総合評価方式の結果・公表の徹底
3. ダンピング受注の防止の徹底等
 - (1) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用
 - (2) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合の措置
 - (3) 予定価格の適切な設定
4. 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充の条件整備等
 - (1) 適切な競争参加資格の設定について
 - (2) 市場機能を活用した入札ボンドの導入について
5. 予定価格等の公表の適正化
6. 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底
7. 指名停止措置等の適正な運用の徹底
 - (1) 一般競争入札の参加資格停止措置
 - (2) 指名停止措置
 - (3) 談合に係る損害賠償請求等
8. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保
 - (1) 入札及び契約に関する情報の一層の公表の推進
 - (2) 第三者機関等の活用による入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性及び公平性の確保の推進
 - (3) 苦情等への適切な対応の推進
9. 入札時における工事費内訳書の提出等の促進
10. 適正な施工の確保
 - (1) 施工体制台帳の活用の推進
 - (2) 施工体制把握のための要領、工事の監督・検査の基準の策定及び公表の推進
 - (3) 発注者支援データベースの活用の推進
 - (4) 発注者・設計者・施工者の連携の推進
 - (5) 不良・不適格業者の排除について
11. 体制が不十分な地方公共団体に対する支援方策
12. 電子入札の導入等の推進



『公共工事の品質確保の促進に関する法律』(H17.4.1施行)



公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の概要（H17.4.1施行）

目的

公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保を促進。

基本理念

公共工事の品質は、社会資本を整備するという公共工事の社会経済上の重要な意義にかんがみ、現在・将来の国民のため、国、地方公共団体、発注者、受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、建設工事の特性(目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質は受注者の技術的能力に負うところが大きいこと等)にかんがみ、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素な要素を考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等が品質を確保する上で重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

公共工事の品質確保に当たっては、受注者としての的確性を有しない建設業者の排除など入札・契約の適正化、民間事業者の能力の活用、請負契約の当事者の対等な立場での合意による公正な契約の締結、その誠実な履行、公共工事に関する調査・設計に品質確保に配慮。

発注者の責務

発注者は、発注関係事務(仕様書・設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督・検査、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価等)を適切に実施。発注者は、施工状況の評価等の資料が有効に活用されるよう保存。また、必要な職員の配置等に努力。

政府等の取組み

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針を策定。関係省庁、地方公共団体等は、基本方針に基づき必要な措置を実施するよう努力。政府は、関係行政機関による協力体制の整備等を措置。

品質を確保するための発注手続

発注者は、競争参加者の技術的能力(工事の経験、施工状況の評価、配置予定技術者の経験等)を審査。発注者は、競争参加者から技術提案を求めるよう努力し(工事の内容からみて必要がない場合は除外)、中立・公正な審査・評価が行われるよう必要な措置を講じて、これを適切に審査・評価。この際、公正性・透明性を確保するよう努力。発注者は、技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることが可能。その過程の概要は公表。発注者は、高度な技術等を含む技術提案を求めたときは、技術提案の審査後に予定価格を定めることが可能。この際、学識経験者の意見を聴取。

発注者の支援

発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であるときは、他の地方公共団体その他の者の能力を活用するよう努力。その際、知識・経験、法令順守・秘密保持等の条件を備えた者を選定するとともに、選定した者が行う発注関係事務の公正性を確保するため必要な措置。国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施することができる者の育成等に努力。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について

(H17.8.26閣議決定)

概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、公共工事の発注者である国、特殊法人等及び地方公共団体が公共工事の品質確保の促進を図るため取り組むべき基本的な方針として定めたもの。

基本方針の内容

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

発注者が主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

競争参加者から技術提案を求めるように努め、価格と技術提案の内容を総合的に評価。

2 技術的能力の審査の実施に関する事項

(1) 有資格業者名簿作成に際しての資格審査

- ・経営状況や施工能力に関する事項だけでなく、工事実績や工事成績評価結果等を活用。
- ・防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられる。

(2) 個別工事に際しての技術審査

- ・建設業者及び配置予定技術者の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査に加え、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行い、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定。

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

(1) 技術提案の求め方

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱う。

施工計画：工程管理、施工上配慮すべき事項、品質管理方法など

発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、下記の評価項目を設定。

（施工上の提案：安全対策、交通や環境への影響、工期の縮減 等
工事目的物の性能：強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト 等）

(2) 技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案の審査は、施工計画や品質管理に関して行う。

（施工計画：施工手順・工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等

品質管理：品質確認頻度、方法 等

競争参加者の工事の実績・成績、配置予定技術者の経験 等

これらの評価に加え、施工上の提案や高度な技術提案を求める場合は、提案の実現性や安全性等について審査・評価。

(3) 技術提案の改善

技術提案の改善を求め、又は提案する機会を与えることができる。透明性の確保のため、概要を速やかに公表。

(4) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

最も優れた提案が採用できるよう予定価格を作成することができる。中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取。



4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者決定についても意見を聴取。地方公共団体においては、総合評価方式の実施、落札者決定、又は落札者決定基準を定めるときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴取。

この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面での工夫も可能。なお、学識経験者には意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、工事成績評定項目の標準化。

監督については、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があるとして認められる場合には、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備。

6 発注関係事務の環境整備に関する事項

各省各庁は、技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施のための資料を作成。

これらの資料を踏まえ、各発注者は各々の取り組みに関する基準や要領の整備に努める（整備が困難な場合、国及び都道府県が支援）。

7 調査及び設計の品質確保に関する事項

測量・地質調査及び建設コンサルタント業務の成果が、公共工事の品質に大きく影響。

競争参加者の技術的能力を審査し、技術提案を求める。この場合、技術者の経験等を適切に審査・評価。

8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

各発注者による体制の整備、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用。

国及び都道府県の支援策

- ・発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成。
- ・発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力等。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行うことができる公益法人等を活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努める。

9 施策の進め方

各発注者の体制等にかんがみ、段階的かつ計画的に推進していくことが必要。

政府は、基本的な施策の実施状況について調査を行い、その結果を公表。

各発注者間の協力体制の強化。